

仕 様 書

1. 件名

静岡運輸支局下田海事事務所官用車 1 2 か月定期点検業務

2. 点検内容

道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 4 8 条及び自動車点検基準（昭和 2 6 年運輸省令第 7 0 号。以下「点検基準」という。）第 2 条に基づき、1 2 か月ごとに行う点検及び日常点検。

なお、エンジンオイル、オイルエレメントは取替するものとし、その他は 6（2）に定めるとおりとする。

3. 対象官用車

車種	年式	排気量	登録番号	走行距離
トヨタ プリウス	平成13年	1.49L	沼津500ね1577	79,822km

※走行距離は、令和 7 年 6 月 3 0 日時点。

4. 履行場所

点検業務を実施する場所は受注者の工場とする。ただし、工場の所在地は静岡運輸支局下田海事事務所から概ね半径 5 km 以内であること。

5. 履行期限

契約締結日から令和 7 年 7 月 2 2 日（火）までとする。

6. 点検結果の報告

（1）受注者は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 4 9 条及び自動車点検基準（昭和 2 6 年運輸省令第 7 0 号）第 4 条に基づく点検整備記録簿を作成の上、発注者に提出するものとする。

（2）点検の結果、車両の安全及び機能を維持する上で整備が必要と判断した場合は、発注者にその旨を報告し、部品の取替及び修理等の協議をするものとする。

7. 車両整備の基準

車両の整備は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 3 1 年 2 月）の自動車整備に記載されている判断の基準を満たすものとする。

8. 車両の保管等

受注者は、点検を行う車両の保管について、善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

また、発注者が必要とする場合においては、代車を用意するものとする。

9. 瑕疵保証

受注者は、車両の納車後 6 か月以内に点検整備及び修理上の瑕疵による故障

が発生した場合は、無償修理を行わなければならない。

10. 引渡し及び納品場所

〒415-0023

静岡県下田市3丁目18-23

静岡運輸支局下田海事事務所

11. その他

- (1) 実施日については、発注者と調整の上、決定するものとする。
- (2) 点検業務のために必要する機具等は受注者の負担とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定とする。
- (4) 本仕様書に基づく業務を進行するうえで問題が生じた場合は、双方協議のうえ解決とする。
- (5) 代金の支払については、全ての業務が完了した後、受注者の請求により支払うこととし、請求書を受理した日から30日以内に銀行振込により支払うものとする。

なお、請求金額は1円未満を切り捨てた金額とする。

(6) 本件に関する問い合わせ先

中部運輸局総務部会計課 (052-952-8004) 担当：調度係 鈴木